

豚熱ワクチン接種地域から豚を移動する場合の対応について

令和2年9月から、福島、宮城及び山形県において豚熱ワクチンの接種が順次開始されます。

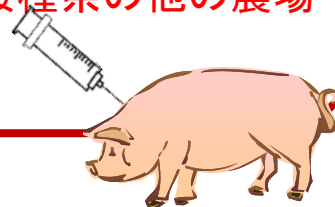
上記3県の農場から豚を導入（市場購入を含む）する場合は、ワクチン接種農場から導入しないようにしてください。

ワクチン接種豚を誤って本県に導入してしまうと？

- ① ワクチンにより野外の豚熱ウイルス感染が隠されてしまうため、気づかないうちに豚熱ウイルスが自農場に侵入するおそれがあります。
- ② 抗体検査で陽性になった場合、感染豚との区別ができないため防疫に支障をきたします。

やむを得ず福島・宮城・山形県から豚を導入する場合は、次の点を確認してください

- ① ワクチン**非接種農場**の豚であること
- ② 移動豚に**臨床症状がない**こと
- ③ ワクチン非接種農場である旨の**証明書**が添付されていること
- ④ 消毒済みのトラックにより輸送し、**ワクチン接種県の他の農場を**経由していないこと



ご不明な点は

むつ家畜保健衛生所にお問い合わせください。

電話:0175-22-1254

夜間・休日:090-5841-6810